

# Q&A

## ◇対象事業所及び申請区分について

≪当欄における（ア）、（イ）、（ウ）は申請区分を示します≫

Q1	どのような事業所が対象ですか？
A1	<p>都内に所在する障害福祉サービス等※1を提供する民間の事業所になります。ただし、基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援、共生型障害福祉サービス及び共生型通所支援と、国又は地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除きます。</p> <p>※1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設・計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援</p>
Q2	この事業における（ア）福祉避難所とはどのようなものですか？
A2	<p>本事業の（ア）福祉避難所とは、災害時に区市町村からの要請により障害者等の要配慮者を受け入れることとする旨の協定を締結している事業所のことをいいます。お手元の協定書の内容が本事業の「福祉避難所」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。また、区市町村による福祉避難所の指定、協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。</p>
Q3	この事業における（イ）災害時協定締結事業所とはどのようなものですか？
A3	<p>本事業の（イ）災害時協定締結事業所とは、災害時に「利用者の安否確認」と「避難所等での障害福祉サービス等の提供」の両方を行うこととする旨を定めている協定を区市町村と締結している事業所のことをいいます。なお、区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、障害福祉サービス事業者連絡協議会等と締結している場合があります。区市町村による協定締結の状況等については、事業所所在地の区市町村の障害保健福祉主管課にお問い合わせください。また、お手元の協定書の内容が本事業の「災害時協定」に該当するか判断がつかない場合は、個別にご相談ください。</p>
Q4	町内会等、地域の自治会との災害時の支援協定を締結しています。この場合、（イ）災害時協定締結事業所として申請できますか？
A4	<p>申請できません。区市町村と締結している災害時協定のみが（イ）の対象です。町内会等との協定を締結している事業所は、（ウ）災害要件なし事業所として申請してください。</p>

Q5	都内で障害者支援施設1か所を運営しています。当事業所は、福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結しています。当事業所について（ア）福祉避難所と（イ）災害時協定締結事業所両方の申請区分で助成金を申請することはできますか？
A5	重複して申請を行うことはできません。一つの事業所につき、（ア）・（イ）・（ウ）いずれか一つの申請となります。福祉避難所の協定と災害時協定の両方を締結している事業所については、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。
Q6	当法人は障害者支援施設と居宅介護事業所と行動援護を同一建物内で運営しています。障害者支援施設は福祉避難所の指定を受けており（ア）、居宅介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。そして、行動援護は災害時協定等を締結していません（ウ）。この場合、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれで申請を行うことはできますか。
A6	同一建物内で複数のサービスを行っている場合、（ア）・（イ）・（ウ）いずれか一つの申請となります。上記の例では、（ア）福祉避難所として申請を行ってください。なお、その際には同一建物内にある他の事業所の利用定員数を合算して、上限戸数を算定します。同一建物内の考え方は、協定書の内容や運営規程により判断しますので、個別にご相談ください。
Q7	当法人では生活介護事業所（1か所）と居宅介護事業所（2か所）を運営しています。事業所所在地はそれぞれ異なります。生活介護事業所は福祉避難所の指定を受けており（ア）、1か所の居宅介護事業所は災害時協定を締結しています（イ）。もう1か所の居宅介護事業所は特に協定は結んでいません（ウ）。3つの事業所について、（ア）・（イ）・（ウ）それぞれの助成を受けたいと考えていますが、可能でしょうか。
A7	事業所がそれぞれ異なる所在地にある場合は、事業所ごとに（ア）・（イ）・（ウ）の助成を受けることができます。
Q8	同一法人の複数の事業所で申請を考えています。この場合、提出する申請書類はひとつでいいですか？
A8	申請書類は「（ア）福祉避難所」・「（イ）災害時協定締結事業所」・「（ウ）災害要件なし事業所」の申請区分ごとに作成し、法人で取り纏めて提出していただきます。申請区分ごとに申請スケジュールが異なりますので、提出書類や提出時期の詳細については該当の「助成金の手引」をご確認ください。
Q9	令和4年9月1日に区市町村と災害時協定を締結する予定です。4月から8月分までを（ウ）災害要件なし事業所、9月分以降を（イ）災害時協定締結事業所として両方の申請区分で申請することはできますか？
A9	申請できません。当該年度中は、一つの事業所につき申請区分（ア）・（イ）・（ウ）のいずれか一つの申請となります。上記の例では、（イ）・（ウ）のどちらかを選択し、申請を行ってください。ただし、上記の例で（イ）として申請を行う場合は、協定を締結した9月分以降についてのみ申請をしてください。